

令和7年4月25日

関係機関所属長 殿

熊本大学保健センター長
副 島 弘 文（公印省略）

熊本大学保健センター教授候補者の公募について

標記のことについて、本学保健センター教授候補者の公募を行うことになりました。
ついては、ご多忙中誠に恐縮に存じますが、貴機関において教授候補者の適任者がおられましたら、下記によりご推薦賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 募集職名及び人員 教授 1 名

2. 所 属 熊本大学保健センター

3. 専攻部門 臨床医学

4. 業務内容

- (1) 学生および教職員に関わる保健管理
- (2) 学生および教職員に関わる健康相談
- (3) 学生、教職員およびその他来学者への一般診療、応急処置等
- (4) 産業医業務
- (5) 健康医学の教育と研究
- (6) 保健センターの運営に関わる業務

5. 着任時期 令和7年8月1日（金）予定

6. 応募資格

保健センタースタッフ及び学内産業医と連携し、大学の保健管理および学生・職員の支援において指導的な役割を果たせる方を求めます。

- (1) 博士の学位を有すること。
- (2) 保健医学・臨床医学分野におけるピアレビューによる査読システムを経て発表された英文学術論文が10編以上あること。
- (3) 健康管理についての幅広い学識を有し、健康管理・健康相談（診療を含む）の経験を有すること。
- (4) 大学において安全・衛生・健康管理に関連する教育活動の経験を有すること。
- (5) 産業医の資格を有すること。

7. 労働条件等

職務内容	（雇入れ直後）教授としての業務に従事する （変更の範囲）熊本大学の定める業務
雇用期間	期間の定め なし
試用期間	6 か月
勤務場所	（雇入れ直後）熊本大学黒髪北キャンパス （変更の範囲）熊本大学の定める範囲
勤務形態	同意に基づく専門業務型裁量労働制 勤務時間は職員の裁量に委ねるものとし、1日の勤務時間は7時間45分とみなす。
時間外労働	時間外、深夜、休日労働の有無 有
賃金等	国立大学法人熊本大学2号年俸制適用職員給与規則に定めるところによる
社会保険	文部科学省共済組合、雇用保険及び労災保険に加入
雇用者	国立大学法人熊本大学

8. 提出書類

- (1) 履歴書（市販のものでも可。写真貼付。） 1部
メールアドレス及び連絡先をご記入下さい。
なお、男女を問わず、出産、育児、介護に専念（あるいは従事）した期間について考慮することを希望される場合は、付記してください。
- (2) 業績目録 1部
（著書・論文・学会発表及び研究報告、学会・社会活動、外部資金獲得状況、教育実績を記載）
- (3) 著書又は論文のうち主なもの5点（写し可）及びその要約（各400～800字程度） 1部
- (4) 健康管理・健康相談（診療を含む）に関連する活動あるいは安全・衛生・健康管理に関連する教育活動状況について（A4用紙に1200字程度） 1部
- (5) 保健センター医師として活動するに当たっての抱負 1部
- (6) 医師免許証の写し、認定産業医証の写し 各1部

9. 応募期限 令和7年5月30日（金）（必着）

10. 書類提出先及び問合せ先

封筒の表に「教員応募書類在中」と朱書きし、下記宛に簡易書留もしくはレターパックでお送りください。なお、お問い合わせはメールに限りません。

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2-40-1
熊本大学学生支援部教育支援課学務企画チーム総務担当
e-mail: gag-somu@jimu.kumamoto-u.ac.jp

また、併せて、電子媒体（PDF）での提出もお願いいたします。下記URLよりアップロードしていただきますようお願いいたします。その際、ファイル名の末尾に氏名をご記載ください。

https://prsf.kumamoto-u.ac.jp/public/hRpbgAUH1xh6sK2qNseyj1A-5LV_jjgsh_bu4GLjduT8
パスワード：KUhcc2025

11. 選考方法

書類審査及び面接（プレゼンテーション）審査（旅費等の支給はいたしません。）

12. 備考

- ・応募書類は返却いたしません。
- ・応募書類に記載された個人情報、当該選考にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。
- ・熊本大学は、ダイバーシティを推進しています。熊本大学における子育て支援や男女共同参画の取組みについては、以下の URL をご覧ください。
<https://diversity.kumamoto-u.ac.jp/activities>
- ・業績の評価に当たっては、産前産後休暇、育児・介護休業及び育児・介護のための短時間勤務の期間について、応募者が不利にならないよう考慮します。
- ・選考に当たっては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第8条の規定に基づき、女性教員の在籍率を改善するための措置として、公正な評価に基づき職務に必要とされている能力が同等と認められる場合は、女性を優先的に採用します。